

第 2 節

建設地と建設方法の検討

1 現社庁舎を増築する場合の検討

(1) 検討のための条件設定【仮設定】

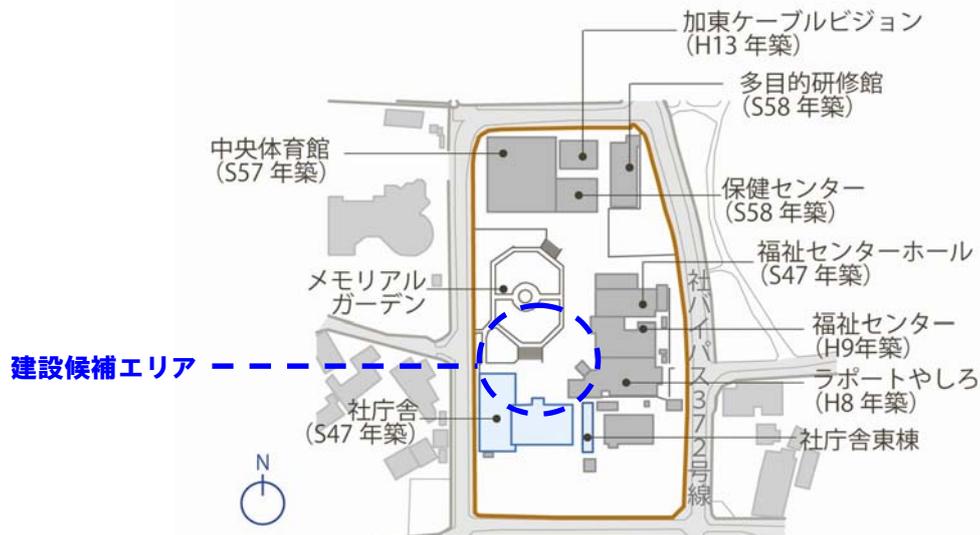
新庁舎建設のための条件を以下のように設定します。

- ・ 社庁舎本館（約 2,900 m²）に必要面積（約 5,800 m²：社庁舎以外の機能を収容する面積：国が定める「地方債の算定基準」により算出）を増築する。計画により既存部分の一部撤去も検討可能とする。社庁舎東棟は解体撤去する。
- ・ 既存部分は原則現行建築基準法に適法した耐震改修及び防災設備の改修を行う。
- ・ 新築部分と既存部分は構造的に別棟とし、エキスパンションジョイント等で接続する。

■ 計画地と建設条件の基本評価

- ・ 「まちづくり」「事業計画」「建築計画」の視点で基本条件を評価します。

まちづくり	既存庁舎エリアで、現状のまま市民に認知される	◎
	隣接した他の施設との連携は現状を維持できる	◎
	メモリアルガーデンの再整備や周辺の景観形成に配慮が必要	△
事業計画	必要面積（約 5,800 m ² ）の増築で建設コストは抑えられる	◎
	合併特例債が利用可能	○
	建設中の仮庁舎の費用が必要	×
	既存庁舎の耐震補強等の費用が必要	×
	既存部分の耐用年数は 20 年程度で将来建て替えが必要	△
建築計画	既存庁舎の法的遡及（構造、設備）が非常に難しい	×
	既存庁舎との接続方法や配置に制約が大きい	△
	既存利用のため新庁舎としての新しい顔が作りにくい	△



■ 図1-1 現社庁舎周辺と増築エリア

(2) 検討と評価

■検討～検討例

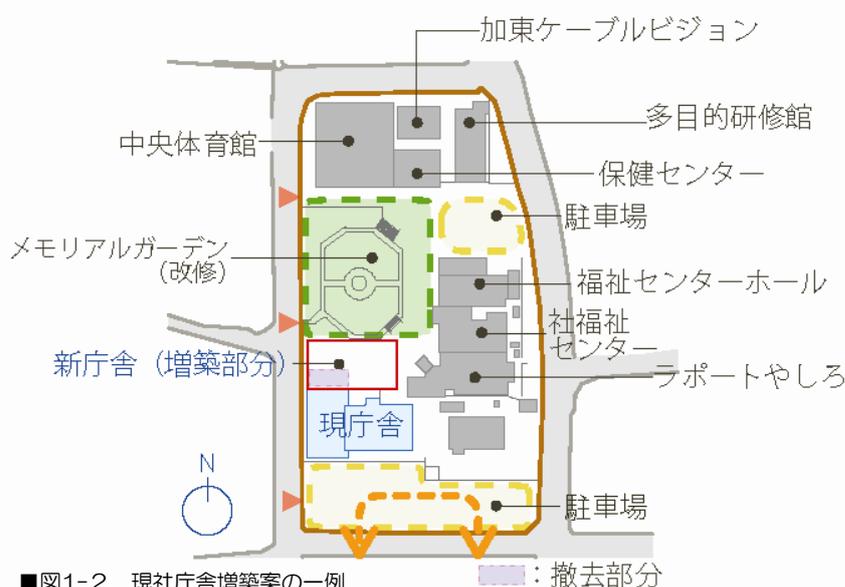
- ・ 現社庁舎北側、メモリアルガーデンの一部に増築する。
- ・ 現社庁舎に接して新庁舎を増築する場合は、既存部分を現行法規に適法（構造、設備）させるか、全体計画認定を受けた改修工事を行わなければならない。
- ・ 法的に別棟とした場合、既存部分の法的遡及はないが、渡り廊下程度の接続等新築部分との接続方法に大きな制約がある。

〈全体計画認定〉

- ・ 既存部分の延べ面積の1/2を超える増築は、原則既存部分に現行法規が適用される。全体計画認定を活用することによって、最大20年の期間で増改築し適法させることが可能だが、手続きが非常に複雑である。
- ・ 建築確認申請書、確認済証、検査済証が整っているほか、兵庫県との協議の上、正当な期間延長理由が必要である。

■評価

- ・ 新築にかかる工事費が節約できるので、市の行財政改革推進の方針に合致し、市民の理解を得やすい。
- ・ 既存部分は、新耐震基準前の構造のため、現行法規に適用させる改修工事は難易度が高く、経費も莫大（4億6千万円～9億3千万円）なものとなる。（経費の試算は次ページを参照。ただし、具体的な改修計画のためには耐震診断が必要）
- ・ 既存部分への法的遡及を避けるため新築部分を別棟とした場合、接続部分に法的な制限が大きいいため、新築棟との十分な連携が図れない。
- ・ 既存部分の改修工事期間中の仮庁舎費用や、引越し費用などの余計なコストが増大する。
- ・ 将来に新たな増築（今回の増築と同規模、合併特例債の借入不可）が発生する。



【社庁舎耐震改修経費の試算】

1 社庁舎の耐震指標(Is) (想定数値=0.3)

現在の社庁舎の耐震状況を、次の計算式により試算（一般的な劣化状況を想定）。

計算式：Is=Es × SD × T=0.3

Es：保有性能基本指数=建物の耐力(C)と靱性(F)の積

C=建物の保有する耐力/建物の重量

F=変形性能

SD：形状指標

T：経年指標

2 目標とする耐震性能（構造耐震指標：Iso）（用途指標によって異なる）

建物の用途により、求められる耐震性能（災害に耐える能力）は異なります。庁舎の場合、防災拠点として災害復旧活動を行う場という性格のため、用途指標はⅠ類（Iso=0.9）となります。

計算式：Iso=Es × Z × G × U

Es：耐震判定基本指標(0.6)

Z：地域指標(1.0)

G：地盤指標(1.0)

U：用途指標(Ⅲ類：1.0、Ⅱ類：1.25、Ⅰ類：1.5)

※Ⅲ類：大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。（共同住宅など）

※Ⅱ類：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。（病院など）

※Ⅰ類：大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（消防署、警察署、防災拠点など）

○Ⅲ類の場合：Iso=0.6 × 1.0 × 1.0 × 1.0= 0.6

○Ⅱ類の場合：Iso=0.6 × 1.0 × 1.0 × 1.25=0.75

○Ⅰ類の場合：Iso=0.6 × 1.0 × 1.0 × 1.5= 0.9

3 目標とする耐震性能にするには、Is（現社庁舎のIs値=0.3）>Isoとする必要がある。

○Ⅲ類(Iso値=0.6)の場合：Is値を0.3以上向上させる

○Ⅱ類(Iso値=0.75)の場合：Is値を0.45以上向上させる

○Ⅰ類(Iso値=0.9)の場合：Is値を0.6以上向上させる

4 耐震補強工事費の概算（建物の状況により異なる）

※社庁舎の耐震必要面積：約 875 坪

※耐震基準工事費：(15,000 ~ 30,000 円) / 坪

※Is 値向上経費：0.1 向上のために (13,000 ~ 26,000 円) / 坪が必要

目標耐震性能別耐震概算工事費

○Ⅲ類 (Is 値 : 0.3 ~ 0.6)

$$875 \text{ 坪} \times \{ \text{【15,000 ~ 30,000 円】} + (\text{【13,000 ~ 26,000 円】} \times 3) \} \\ \times 2 \text{ 方向} = \text{【94,500,000 ~ 189,000,000 円】}$$

○Ⅱ類 (Is 値 : 0.3 ~ 0.75)

$$875 \text{ 坪} \times \{ \text{【15,000 ~ 30,000 円】} + (\text{【13,000 ~ 26,000 円】} \times 4.5) \} \\ \times 2 \text{ 方向} = \text{【128,625,000 ~ 257,250,000 円】}$$

○Ⅰ類 (Is 値 : 0.3 ~ 0.9)

$$875 \text{ 坪} \times \{ \text{【15,000 ~ 30,000 円】} + (\text{【13,000 ~ 26,000 円】} \times 6) \} \\ \times 2 \text{ 方向} = \text{【162,750,000 ~ 325,500,000 円】}$$

5 耐震改修工事費の概算

※改修工事費全体に占める耐震補強工事費の割合を 35%と仮定

$$\text{○Ⅲ類} : \text{【94,500,000 ~ 189,000,000 円】} \div 0.35 \\ = \text{【270,000,000 ~ 540,000,000 円】}$$

$$\text{○Ⅱ類} : \text{【128,625,000 ~ 257,250,000 円】} \div 0.35 \\ = \text{【367,500,000 ~ 735,000,000 円】}$$

$$\text{○Ⅰ類} : \text{【162,750,000 ~ 325,500,000 円】} \div 0.35 \\ = \text{【465,000,000 ~ 930,000,000 円】}$$

※新庁舎と同じ基準 (Ⅰ類) とする必要があるため、現社庁舎の耐震補強に必要な経費は、4 億 6,500 万円から 9 億 3,000 万円となるものと考えます。

(経費については、耐震診断を実施しなければ詳細は不明)

※耐震改修工事を行っても、現社庁舎の使用年限は 20 年が限度

6 その他

耐震改修工事を行うための準備経費として、耐震診断、アスベスト診断などが必要となる。

2 現社庁舎の敷地内に新築する場合の検討

(1) 検討のための条件設定【仮設定】

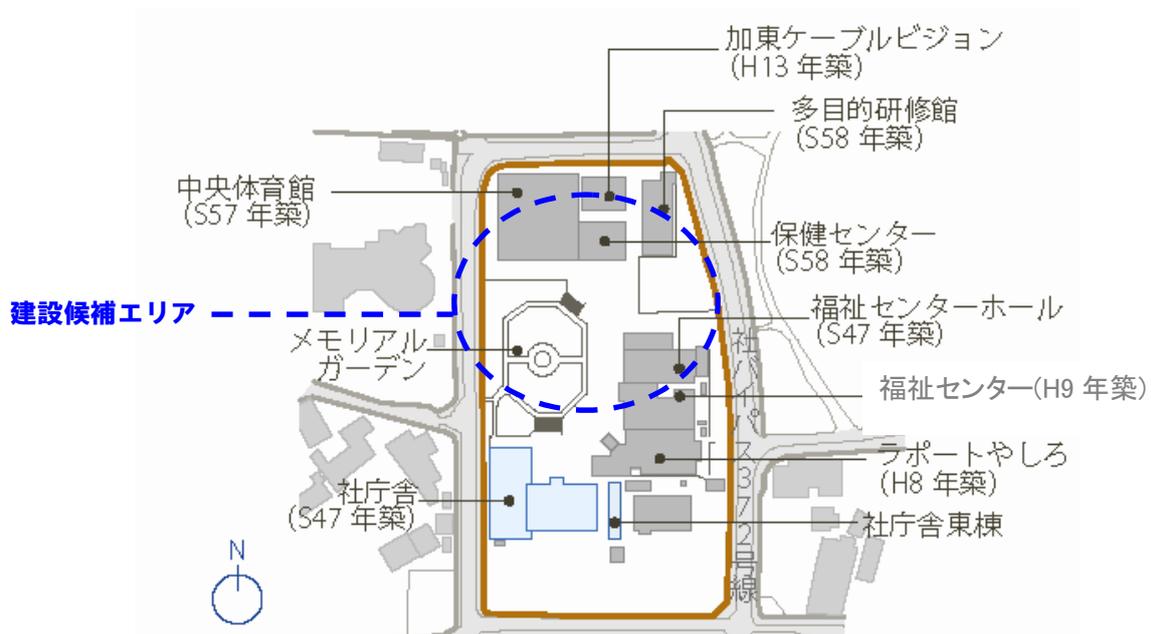
新庁舎建設のための条件を以下のように設定します。

- 現社庁舎の敷地内に、約9,000㎡（全庁舎機能を収容する面積：国が定める「地方債の算定基準」により算出）の新庁舎を新築する。
- 福祉センターホール（S47年築）は、解体撤去することは可能。
- 配置によっては、多目的研修館、保健センター、中央体育館も解体撤去を検討するが、建設期間中も含めた代替施設が必要となる。
- 現社庁舎は庁舎以外の機能に転用又は解体撤去して駐車場、広場として利用する。

■計画地と建設条件の基本評価

- 「まちづくり」「事業計画」「建築計画」の視点で基本条件を評価します。

まちづくり	既存庁舎エリアで、現状のまま市民に認知される	◎
	隣接した他の施設との連携は現状に近い形で維持できる	◎
	メモリアルガーデン再整備や景観形成に配慮が必要	△
事業計画	約9,000㎡の新築でコスト増だが、合併特例債が利用できる	○
	仮庁舎は不要、既存社庁舎は使用目的に合わせた改修が可能	◎
	配置によっては、他の施設の代替、新築の検討が必要	△
建築計画	既存建物により建物配置に制約がある	△
	メモリアルガーデンに代わる新しい広場が必要な場合がある	△
	配置可能な位置から来庁者駐車場が遠くなる	×



■図2-1 現社庁舎周辺と新築エリア

(2) 検討と評価

■検討～検討例

- ・ 現社庁舎北側、メモリアルガーデン又はその周辺に新築する。

〈検討A〉

- ・ メモリアルガーデン中央やや南寄り、現社庁舎に近接して新庁舎を配置する。
- ・ 福祉センターホール跡、中央体育館南側に新しいメモリアルガーデンを整備する。

〈検討B〉

- ・ メモリアルガーデンを現状のまま残し、解体撤去した福祉センターホール、日本庭園跡に新庁舎を配置する。

- ・ 来庁者駐車場が遠いので、現社庁舎を解体撤去し、駐車場とすることを検討する。

〈検討C〉

- ・ メモリアルガーデンをできるだけ現状のまま残し、中央体育館を解体撤去して新庁舎を配置する。
- ・ 解体撤去した福祉センターホール跡に、来庁者駐車場を整備する。
- ・ 現社庁舎は、解体撤去も含め利用方法を検討する。



■図2-2 現社庁舎の敷地内に新築する案の検討

■評価

- ・ 市民が慣れ親しんでいる社庁舎周辺エリアなので、庁舎を新築しても市民の理解を得やすい。
- ・ 検討Aでは、現社庁舎が来庁者用駐車場からの人の動線の妨げになるため、現社庁舎については、通り抜けできるような改修又は解体撤去の検討が必要。
- ・ 既存施設をできるだけ現状のまま活用する場合、検討Bの配置が望ましいが、来庁者用駐車場が遠くなるため、市民利用に配慮が必要。
- ・ 検討Cは、中央体育館の解体撤去が前提となり、保健センターの利用に影響を及ぼす恐れがあるが、情報センターとの連携がよくなる。

3 県有地に新築する場合の検討

(1) 検討のための条件設定【仮設定】

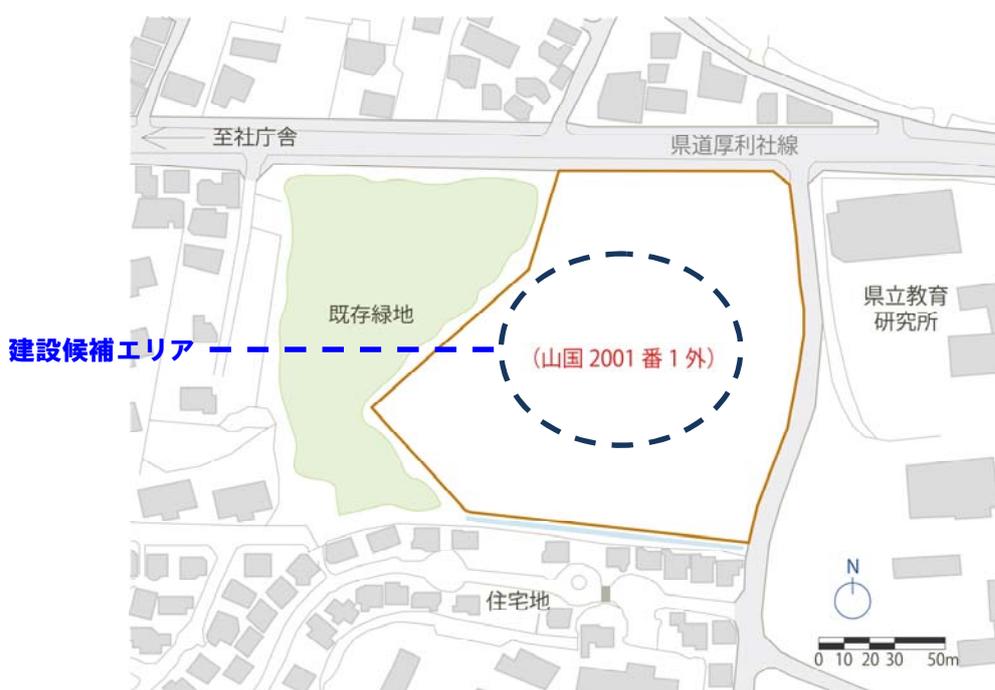
新庁舎建設のための条件を以下のように設定します。

- ・ 県有地（加東市山国2001番地1外）に、約9,000㎡の新庁舎を新築する。
- ・ 計画敷地内で、来庁舎駐車場、公用車駐車場を確保する。
- ・ 市民が幅広く利用できる広場を設ける。
- ・ 現社庁舎は、庁舎機能以外の用途に転用する。

■計画地と建設条件の基本評価

- ・ 「まちづくり」「事業計画」「建築計画」の視点で基本条件を評価します。

まちづくり	周辺に既存都市基盤がなく他の施設との連携がとれない	×
	庁舎建設は上位計画（教育施設ゾーンに指定）に適合しない	×
	敷地へのアクセスが県道しかなく、渋滞が予想される	×
事業計画	約 9,000 ㎡の新築でコスト増だが、合併特例債が利用できる	○
	仮庁舎は不要、既存社庁舎は使用目的に合わせた改修が可能	◎
	新庁舎建設により県有地のが無償返還が可能となる	◎
建築計画	更地新築のため配置計画・施設計画の自由度が高い	◎
	まとまった駐車場や広場の計画が可能	○
	建設中の現庁舎の業務に影響なく移転もスムーズに行える	◎



■図3-1 県有地と周辺の状況

(2) 検討と評価

■検討～検討例

- ・ 新庁舎は認知されやすいボリュームで、敷地中央に配置することが望ましく、利用しやすい駐車場、幅広く活用できる広場を整備する必要があります。

〈検討A〉

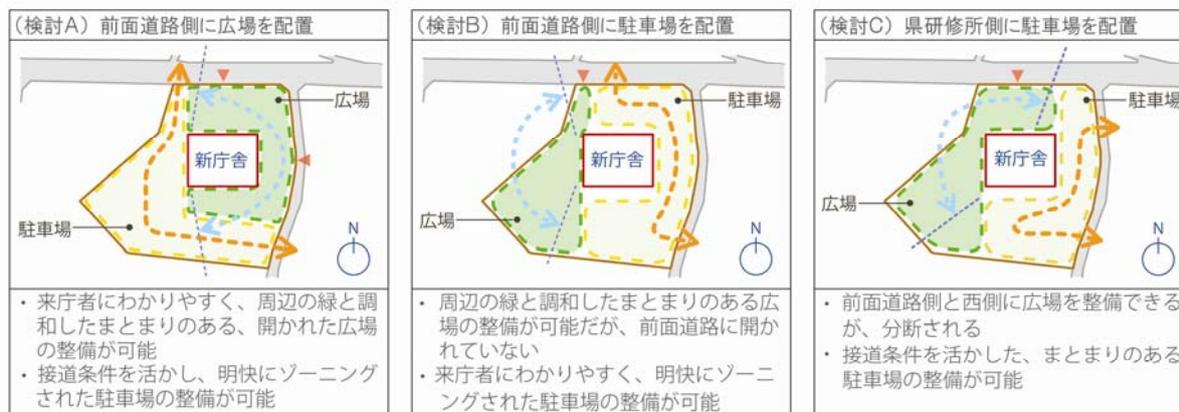
- ・ 来庁者に分かりやすくするため、敷地北側から南側にかけて新庁舎を囲むように広場を配置する。
- ・ 接道条件を活かし、敷地西側から南側にかけて駐車場を整備する。

〈検討B〉

- ・ 敷地西側に既存緑地があることを活かし、新庁舎の西側に広場を配置する。
- ・ 車での来庁が多いので、新庁舎の周囲に接道条件を活かした駐車場を整備する。

〈検討C〉

- ・ 敷地西側に既存緑地があることを活かし、来庁者にもわかりやすくするため、新庁舎の北及び西側に広場を配置する。
- ・ 交通量の多い県道での渋滞に配慮し、敷地東側に駐車場を整備し、車の出入りも東側道路からとする。



■図3-2 県有地で新築する案の検討

■評価

- ・ これまで市民に馴染みがない場所であるため、市民への新庁舎の周知が必要です。また、「都市計画のマスタープラン」において教育施設ゾーンに位置づけており、上位計画と異なる整備方針について市民の理解が必要です。
- ・ 広場については、検討Cでは広場が新庁舎で分断されてしまい、検討Bでは前面道路側にまったく開かれていません。検討Aでは前面道路から広場及び庁舎が最もわかりやすく、新庁舎と一体的に活用できる広場が形成できます。
- ・ 駐車場については、検討Cでは車の出入り口が東側道路のみでわかりにくく、検討A、検討Bでは県道から車のアプローチが可能なのでわかりやすい配置になっています。ただし、県道からの車の出入については、道路管理者との協議が必要です。

4 建設地の検討結果

(1) 3つの視点での比較

- ・〈まちづくり〉〈事業計画〉〈建築計画〉の3つの視点により評価項目を設定し、各建設地・建設方法について比較を行います。

〈まちづくりの視点〉

- ・現社庁舎を増築する場合と現社庁舎の敷地内に新築する場合では、市民サービスや既存都市基盤との連携、周辺景観・環境の形成などの点において、市民の理解が得やすく、これまでどおりの親しみのある庁舎整備と行政機能の集約が可能である。
- ・県有地に新築する場合は、新たなイメージ形成は可能だが、市の上位計画で定める教育施設ゾーンに合致せず、市民にとって合併の意義が薄れる可能性がある。

〈事業計画の視点〉

- ・現社庁舎を増築する場合は、既存部分の耐震改修による工事中の仮設庁舎や耐用年数の約20年後には新たな庁舎の建築が必要になるなど、余分なコストがかかる。
- ・現社庁舎の敷地内に新築する場合と県有地に新築する場合は、当初の工事費は大きいですが、仮設庁舎や当面の増改築が不要であることなど、合理的である。

〈建築計画の視点〉

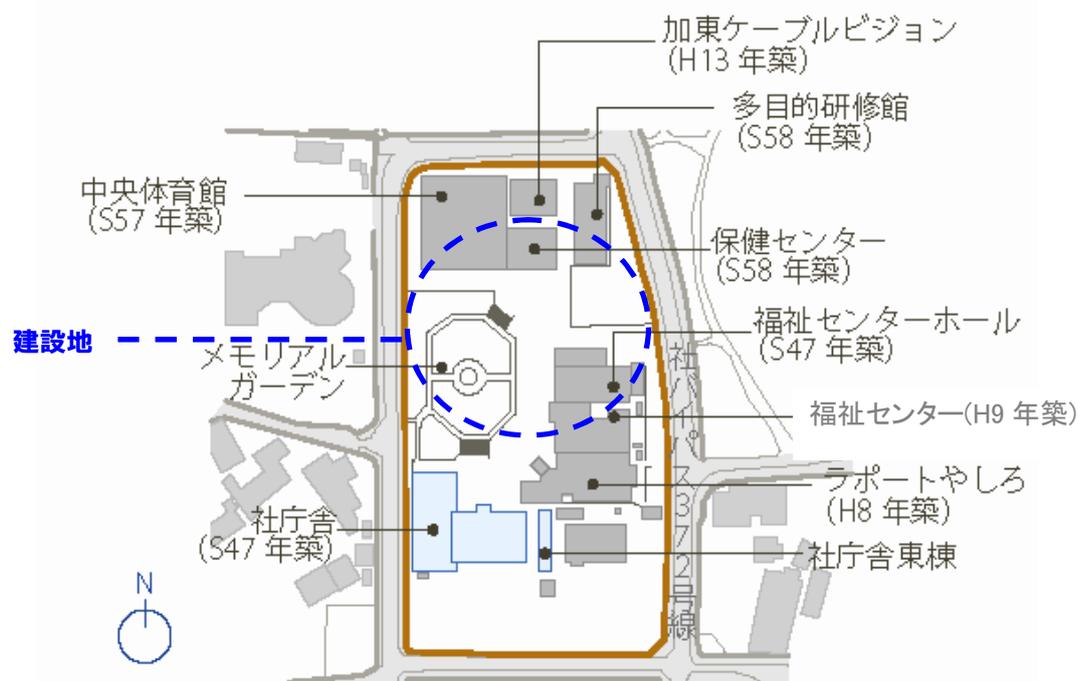
- ・現社庁舎を増築する場合と社庁舎の敷地内に新築する場合では、社庁舎エリアには既存建物があるため、配置計画の自由度が低く、広場の配置が難しい。
- ・県有地に新築する場合は、更地であるため新庁舎や広場・駐車場の計画、将来用地の確保が容易で、配置の自由度が高い。

視点	評価項目	現社庁舎で増築する場合	社庁舎周辺地区で新築する場合	県有地に新築する場合
まちづくり	市民サービス	現状と同じように利用できる	現庁舎エリア内で判りやすい	他の施設と離れていて判りにくい
	都市基盤の連携	現状と同じように連携できる	既存施設との連携が取りやすい	他の施設との連携が取れない
	周辺景観・環境	現状をベースに景観形成が可能	現状をベースに景観形成が可能	周辺の景観形成に寄与する
	地域の発展性	現庁舎エリアからの発展を継承	現庁舎エリアからの発展を継承	教育施設ゾーンに合致しない
	イメージの向上	エリア全体でイメージ向上が必要	エリア全体でイメージ向上が必要	市庁舎のイメージが一新できる
	交通アクセス	現状の周回道路が利用できる	現状の周回道路が利用できる	県道のみでアクセスが悪い
事業計画	用地取得	県有地に他の施設計画検討要	県有地に他の施設計画検討要	県より無償譲渡
	造成・申請	造成は不要、既存部耐震化必要	大きな造成は不要、申請は容易	大規模な造成工事・申請が必要
	合併特例債	増築部分に利用可能（H27年まで）	最大限に利用可能（H27年まで）	最大限に利用可能（H27年まで）
	建設コスト	建設コストは小、既存耐震化必要	9000㎡新築・一部撤去・盛替費	9000㎡新築・広範囲の外構工事費
	附帯費用	仮庁舎費必要、引越2回	仮庁舎費不要、引越1回	仮庁舎費不要、引越1回
	将来建替コスト	15～20年後に増築・改修が必要	当面増改築不要、エリア整備必要	当面増改築不要
建築計画	配置の自由度	増築位置、接続方法に制限が大	既存施設があるため配置に制限	自由な配置、建築計画が可能
	広場・外部空間	メモリアルガーデンの再整備を検討	メモリアルガーデンは現状を継承	庁舎と一体的に新しい広場が可能
	駐車場の整備	エリア周辺の駐車場整備が必要	エリア周辺の駐車場整備が必要	まとまった駐車場が確保できる
	シンボル性	新庁舎のシンボル性を作り難い	広場と一体整備でシンボル化が可能	まちの新しいシンボルがつかれる
	将来計画	既存部分の増築・改修がまず必要	他施設の建替により増築可能	増築の余裕あり、周辺は買収必要
	工事の影響	工事中既存庁舎業務に影響が大	工事中既存庁舎業務に影響あり	工事中の既存庁舎業務に影響ない

■図4-1 3つの視点による建設地・建設方法の比較

(2) 新庁舎の建設地

- 前項までの検討・比較と、行政機能の集約による質の高い市民サービスの提供と行政効率の向上を図るという観点から、総合的に評価した結果、新庁舎の建設地は「現社庁舎の敷地内」とします。(図4-2)



■図4-2 建設地

- 県有地に新築する場合は、建築計画の視点では優れた評価となりましたが、まちづくりの視点で県有地が「加東市都市計画マスタープラン」で定める「教育施設ゾーン」内にあり当初の整備方針と合致しないこととなります。
- さらにアクセス道路が現状でも比較的交通量の多い県道のみ reliant しなければならない状況となり、更なる渋滞を発生させる可能性があります。
- また、県道が罹災した場合には、迂回路がなく、災害対策として迂回路を整備する必要があります。
- 健康福祉機能、情報機能（CATV）と離れて整備することとなり、連携面で支障をきたす可能性があります。
- よって、県有地への新庁舎の建設は断念しました。

5 建設方法の検討

(1) 現社庁舎に庁舎機能を残し増築することについて検討

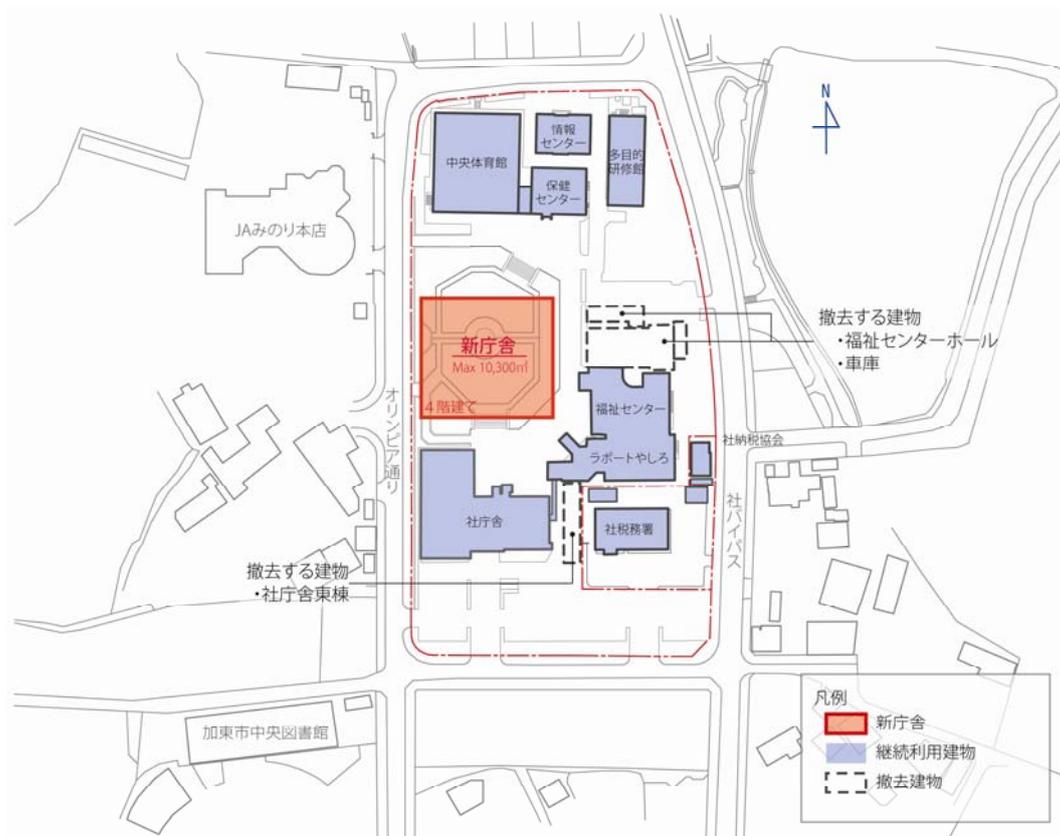
- ・本件については、県有地や社庁舎敷地内での新築とともに検討してきたところですが、改めて検討し直します。
- ・このたびの庁舎建築費用が最も小さく抑えられることはまちがいありません。
 - ※①建物のみの建築経費：約 18 億円
 - ※増築面積約 5,800 m²に5-4 ページの単価を使用して試算
- ・現社庁舎を庁舎として使用する場合、いずれかの時点で耐震化工事や大規模改修工事が必要です。
 - ※②耐震補強に要する経費：4億6千万円～9億3千万円（2-4 ページ参照）
- ・また、その際には改修工事費のほかに仮庁舎費用や移転（引越）費用が発生します。
- ・現社庁舎に接して増築することは、前段でも述べたように現社庁舎が現行の建築基準法上不適格建物であり、耐震化のみならず防災設備等においても改修が必要です。
- ・新庁舎を別棟とし、連絡通路等により接続する場合にも、大きな制約があります。
- ・将来、取り壊すことになった場合、残した庁舎機能を入れる建物を新たに建築する必要が生じます。
 - ※③建物のみの建築経費：約9億円
 - ※現社庁舎本館と同面積（約 2,900 m²）に5-4 ページの単価を使用して試算
- ・その際には合併特例債などの優遇措置（償還金の70%が交付税として国から市に交付される。）は受けられません。
- ・このように、20年先、30年先を見据えて考えた場合、相当額の投資が必要であり、国の優遇措置を受けることも困難であると予想されます。
 - ※①初期投資：約 18 億円（建物分のみ）
 - ※②耐震補強：約 4億6千万円～9億3千万円
 - ※③将来投資：約 9億円（建物分のみ）
 - ※合 計：約31億6千万円～36億3千万円
- ・以上のこと、またその他これまで検討してきたことを総合的に判断し、「増築」は採用しないこととしました。
- ・よって、統合庁舎は新築とし、全庁舎（行政）機能を新庁舎に集約します。
 - ※配置する部署については4-5 ページに記載しています。
- ・また、社庁舎の取扱いについては、基本設計業務と平行して、取り壊しも含め検討を進めます。

(2) 新築する位置の検討

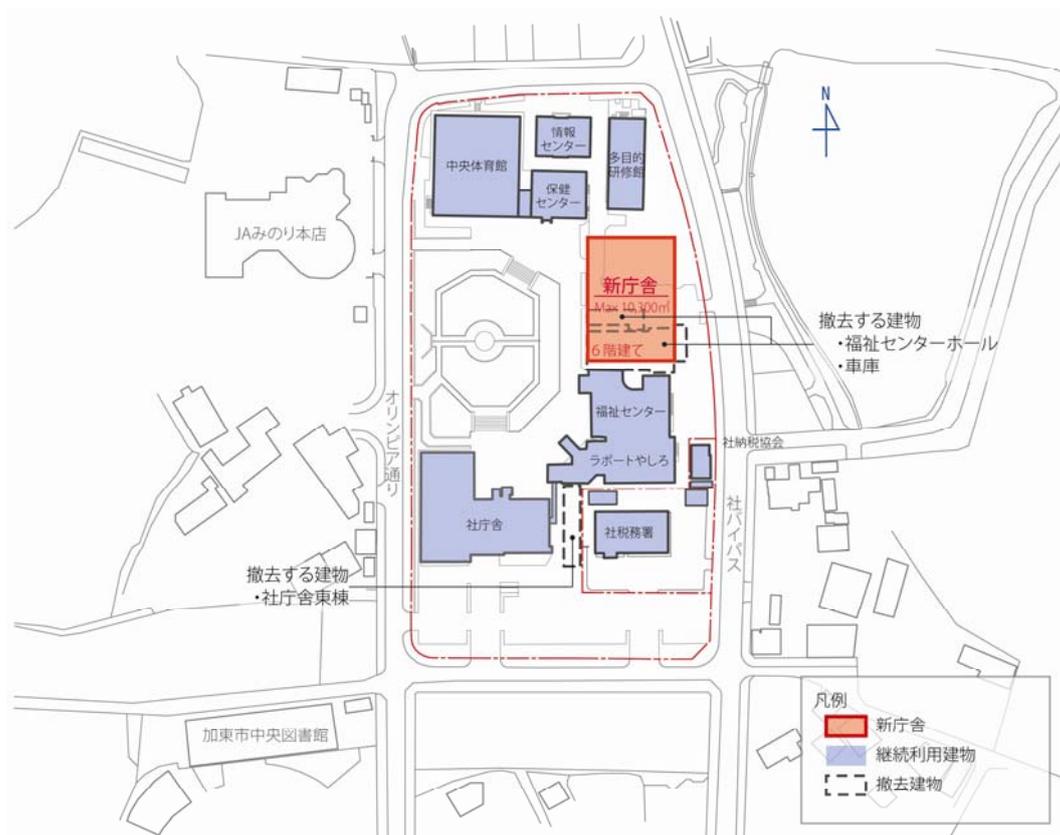
- ・本節で述べたとおり、統合庁舎の建設地は「社庁舎の敷地内」、建設方法は「新築」としました。
- ・次に、社庁舎の敷地内のどの位置に建築するかについて検討しました。
- ・「①メモリアルガーデンに新築する」、「②福祉センターホールを取壊し、その跡地（日本庭園を含む）に新築する」、「③中央体育館を取壊し、その跡地に新築する」の3つの位置が相応しいと考え、それぞれについて検証しました。

	メモリアルガーデン (図 5-1)	福祉センター北 (図 5-2)	体育館 跡 (図 5-3)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・既存駐車場から、最も近い ・福祉センターホールを含め、本体工事着手前に撤去が必要な建物はナイ ・日本庭園を残すことができる ・敷地が広い 	<ul style="list-style-type: none"> ・メモリアルガーデンを現状のまま残せる ・福祉センターホール以外は、現状のまま利用できる ・保健センター・情報センターに近くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・メモリアルガーデンを、ほぼ現状のまま残せる ・福祉センターホール跡を駐車場として整備すれば、寄り付きが良い ・日本庭園を残すことができる ・保健センター・情報センターと近くなり、行政機能が集約できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・メモリアルガーデンの大規模改修が必要 ・場合によっては、盛り土の工事費が発生する ・東播土地改良区用水路の移設が必要 ・敷地中央に位置するため、周辺施設との連携がやや取りづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本庭園の撤去が必要 ・敷地が狭い ・駐車場から遠い ・R372 からの寄り付きが困難 ・東播土地改良区用水路の移設が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館の撤去が必要 ・敷地が狭い ・庁舎と保健センターが隣接し、場合によっては双方に防火措置を講じる必要がある。

第2節 建設地と建設方法の検討



■図5-1 (メモリアルガーデンに新築)



■図5-2 (福祉センターホール跡に新築)

(3) 庁舎（行政）機能以外に新庁舎に付加する機能

- ・2-11ページで述べたとおり、新庁舎には全庁舎（行政）機能を集約することとしました。
- ・前ページでは、中央体育館跡地に新庁舎を建築することとしています。
- ・ここでは、庁舎機能以外の機能を新庁舎に付加することについて検討しました。

■福祉機能

- ・現社庁舎の敷地内には、福祉施設として福祉センターやラポートやしろがあり、各種福祉サービスを提供しています。
- ・しかしながら、タイムケアについてはラポートやしろで実施していますが、近年新たに実施した事業であり、今後、現状のスペースでは十分なサービス提供が難しくなることが予想されます。
- ・新庁舎にその機能を付加することで、継続した福祉サービスの実施が可能となるとともに、ラポートやしろで実施している事業（恒例者介護）の充実を図ることが可能となります。
- ・一方、現社庁舎の敷地内では、ファミリーサポートセンター、ワークルーム、職業又は作業体験施設用の福祉機能や人権センター、NPO団体等との連携に要するスペースを配置することが困難な状況です。
- ・これらの機能（タイムケアを含む）を新庁舎に付加することにより、新庁舎に配置を予定している福祉関係部局や人権関係部局との連携が図られ、より質の高い福祉サービスの提供や人権啓発が可能となります。
- ・以上のことを踏まえ、新庁舎には上記の福祉機能等を付加し、福祉サービスの充実と人権啓発の推進に努めることとしました。
- ・なお、福祉機能等を付加することで増加する面積は、障害者福祉機能（職業体験、タイムケア、ワークルームなど約490㎡）、子育て支援機能（授乳室、ファミリーサポートなど約110㎡）、各種相談機能（5室程度で約105㎡）、情報相談機能（求人、作品展示など約100㎡）、NPO等会議室（4部屋で約280㎡）、人権センター機能（相談、展示コーナーなど約95㎡）の合計約1,180㎡を見込んでいます。

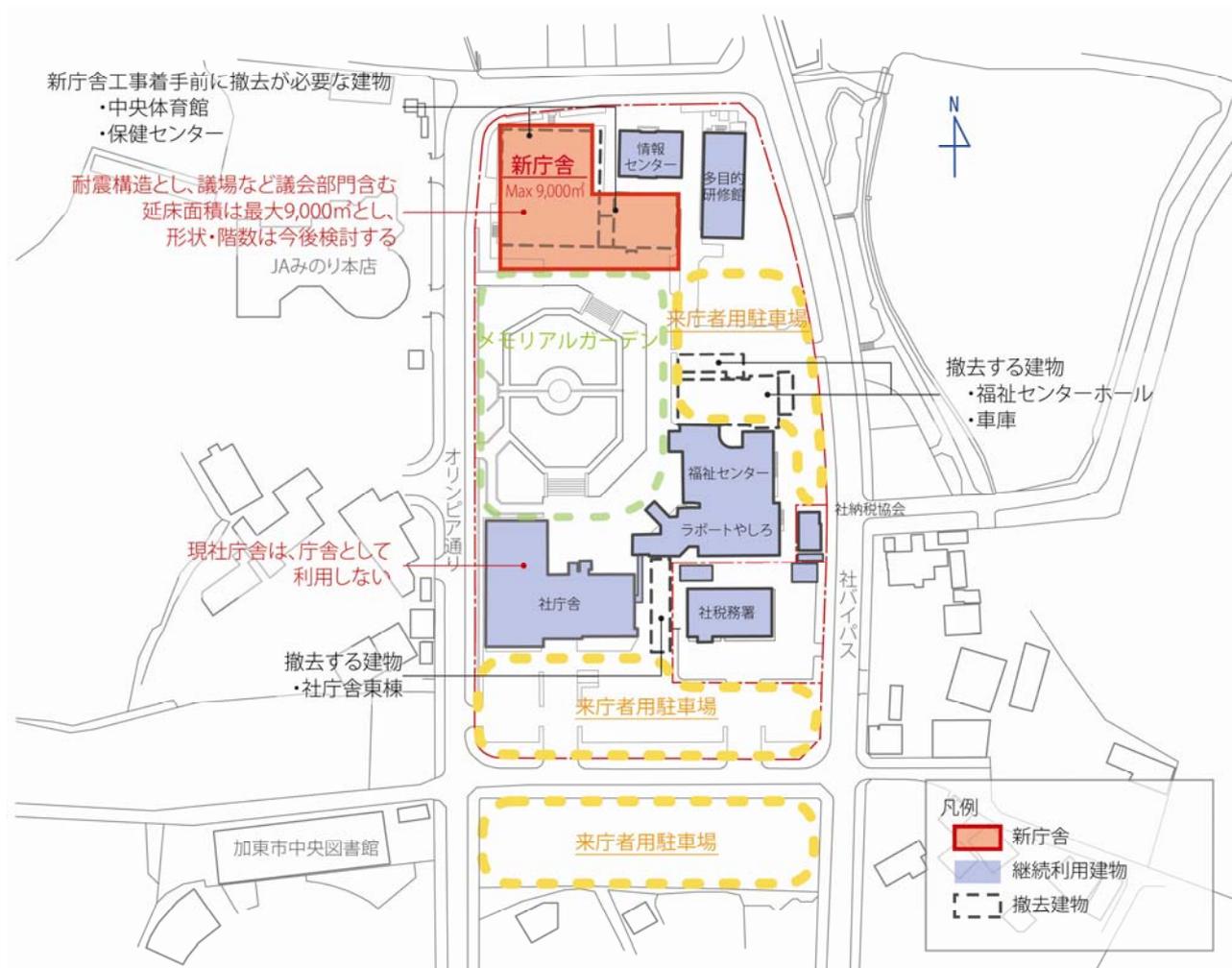
■保健機能

- ・新庁舎の建設により、直接影響を受ける保健センター（S58年建築2階建て、現中央体育館に接続）について検証しました。
- ・保健センターに接続している中央体育館跡地のみでの新庁舎の建築面積（1階部分の床面積）は最大で約1,750㎡と試算しています。
- ・しかし、新庁舎の1階部分に窓口機能（総合窓口、福祉、税務、会計、）と福祉機能を集約するには、約2,250㎡が必要と見込んでいます。
- ・また、中央体育館跡地を最大限活用し、新庁舎の建築面積を1,750㎡とするには、保健

センターに接続又は隣接させる必要があります。

- ・ただ、新庁舎を保健センターに接続又は隣接して建設する場合には課題があります。
 - ※接続する場合：保健センターを現行法規（耐震基準等）に適合させる必要があります。
 - そのためには、保健センターの構造及び防火設備の改修工事が必要となり、その規模も大きく実現は困難であると考えます。
 - ※隣接する場合：新庁舎と保健センターが隣接（1階部分で6m、2階部分で10m）する場合には、双方に防火設備（防火戸、網入りガラス、耐熱ガラス）を設置し、延焼防止の措置をとる必要があります。延焼防止措置をとらない場合は、双方の距離を（1階部分で6m、2階部分で10m）とる必要があります、新庁舎の建築面積（1階部分の面積）がさらに小さくなり、窓口部門及び福祉機能の集中配置がより困難となります。
- ・保健センターについては、旧社町保健センターを市の保健センターとして使用しており、その面積は約750㎡（2階建て、延べ床面積）ですが、旧3町が合併していますので、市の保健センターとしては、手狭な状況です。
- ・このような状況ですので、各種健診については1階だけでは対応できず、2階部分も使用して実施している状況で、特に乳幼児の移動に関して、好ましい状況でない場合もあります。
- ・各種予防接種については、その全てをラポートやしろを使用して実施しており、会場の空き状況により、実施計画の立案に支障をきたしています。
- ・調理室においても、調理台が3台と少なく、食育関連事業を福祉センターの調理室で実施していますが、場合によっては滝野公民館や東条公民館を使用しています。
- ・また、保健センターは昭和58年の建築ですので、約20年後には築50年となり、増床を伴う何らかの改修又は建て替えが必要であり、将来的には大きな経費負担が発生するものと考えています。
- ・以上のことから、保健センターの機能を新庁舎に付加し、早い段階での保健機能（健康、食育など）の強化を図ることとしました。
- ・なお、保健センター機能を付加することで増加する面積は、現保健センターの面積（約750㎡）に健診室、調理室、多目的室、相談室などの不足分約250㎡を加えた約1,000㎡を見込んでいます。
- ・しかしながら、中央体育館の跡地だけでは、窓口部門及び保健福祉機能を1階又は低階層に集中配置するには不十分であるため、中央体育館と保健センターを解体し、その跡地に新庁舎を整備することとします。（図5-4）
- ・なお、保健センターをご利用の皆さまについては、今後の対応についての検討を進めます。

第2節 建設地と建設方法の検討



■図5-4